

# 防府市生活支援体制整備事業実施要綱

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の

45第2項第5号に規定する事業を実施することにより、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(生活支援コーディネーター)

第2条 市は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務・取組（以下「コーディネート業務」という。）を総合的に実施する生活支援コーディネーターを地域の実情に応じて配置し、又はそのコーディネート業務を委託することができる。

- (1) 地域の高齢者支援ニーズ及び資源の把握、問題提起
- (2) 生活支援・介護予防サービスの資源開発
- (3) 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり
- (4) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

2 生活支援コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、市や地域包括支援センターと連携して活動し、地域でのコーディネート業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益によることなく、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有するものとする。

3 生活支援コーディネーターのうち、市全域において活動する者を「第1層コーディネーター」、市の各日常生活圏域において活動する者を「第2層コーディネーター」とする。

(協議体)

第3条 前条に規定するコーディネート業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を所掌する協議体を設置し、生活支援コーディネーターが中心となってその運営を行う。ただし、生活支援コーディネーターを配置する前の地域については、市が協議体を運営し、又はその運営を委託することができる。

- (1) コーディネーターの組織的な補完

- (2) 地域ニーズの把握と情報の可視化を推進する場
  - (3) 企画、立案及び方針策定を行う場(生活支援等サービスの担い手養成に関する企画等も含む)
  - (4) 地域づくりにおける意識統一の場
  - (5) 多様な関係団体間の情報交換、働きかけの場
- 2 協議体のうち、市全域を対象とするものを「第1層協議体」、市の各日常生活圏域を対象とするものを「第2層協議体」とする。
- 3 必要に応じて、協議体の準備段階として勉強会、準備会等を設置することができる。

(第1層協議体の名称)

第4条 第1層協議体の名称は、防府市高齢者生活支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の組織)

第5条 協議会の委員は、20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が依頼する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 民間関連事業者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 福祉団体の関係者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 生活支援コーディネーター
- (7) その他市長が必要と認める者

(協議会の会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第8条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(第2層協議体)

第10条 第2層協議体は、第2層コーディネーター、地域住民、地縁組織、地域包括支援センター、地域において生活支援サービス等を提供する事業者、その他関係団体等が地域の実情に応じて参画するものとし、圏域別地域ケア会議など既存の会議体の利用も可能とする。

(守秘義務)

第11条 生活支援コーディネーター及び協議体の会議に出席した関係者等は、この事業を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。